

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB化支援事業のうち、 (1) レジリエンス強化型の建築物ZEB化支援事業



激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となる建築物のZEB化を支援します。

1. 事業目的

災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型の建築物ZEB化に対して支援する(※2)。

○主な補助要件：

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入。

○優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・被災等により建替え・改修を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(2/3～1/2(上限5億円))
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者等
- 実施期間 令和4年度

4. 補助対象

| 延べ面積 | 補助率等 | |
|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| | 新築建築物 | 既存建築物 |
| 2,000m ² 未満 | 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2 | 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 |
| 2,000m ² ～ 10,000m ² | | 地方公共団体のみ対象 ※1 補助率は同上 |
| 10,000m ² 以上 | 地方公共団体のみ対象 ※1 補助率は同上 | |

※1 都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く

※2 EV等(外部給電可能なものに限る)を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助(上限あり)

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341